

第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び  
第2次宍粟市地域創生総合戦略  
策定方針

平成31年1月  
(企画総務部)

## 計画策定の趣旨

宍粟市では、平成27年度に策定した第2次宍粟市総合計画において、まちの将来像である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」のもと、人口減少対策を最重要課題とし、「住み続けたい、住んでみたいまち」、「安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち」を基本目標にまちづくりを進めるとともに、平成27年度に策定した宍粟市地域創生総合戦略（以下「第1次戦略」という。）において、豊かな森林資源を活用した「森林から創まる地域創生」をテーマに定住促進重点戦略に取り組んでいるところである。

こうした状況の中、現行の第2次宍粟市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）が平成32年度に、第1次戦略が平成31年度に計画期間の満了を迎えるが、平成33年度からの5年間の長期的、計画的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針となる第2次宍粟市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）及び第2次宍粟市地域創生総合戦略（以下「第2次戦略」という。）を策定する。

なお、後期基本計画及び第2次戦略を別の計画とするのではなく一体的に整理を行い、第2次宍粟市総合計画内の位置づけとして第2次戦略を策定することとする。

## 計画の期間等

### 第2次宍粟市総合計画

#### （1）基本構想

長期的な視野に立ち、市のめざすべき将来像、まちづくりの基本的な理念などを示したもの。

◇ 計画期間は、平成28年度（2016年度）～37年度（2025年度）

#### （2）基本計画

基本構想に掲げる将来像や理念を実現するため、施策の方向性を示したもの。

◇ 計画期間は、前期基本計画（平成28年度（2016年度）～32年度（2020年度））

後期基本計画（平成33年度（2021年度）～37年度（2025年度））

#### （3）実施計画

基本計画に示した施策を実現するための具体的な事業を示したもの。

◇ 計画期間は、3ヵ年計画のローリング方式とし、毎年、実績や現状に基づき見直す。

### 宍粟市地域創生総合戦略

総合計画との整合を図りつつ、人口減少克服・地域創生の目的を達成するための具体的な目標、取組を位置づけるもの。

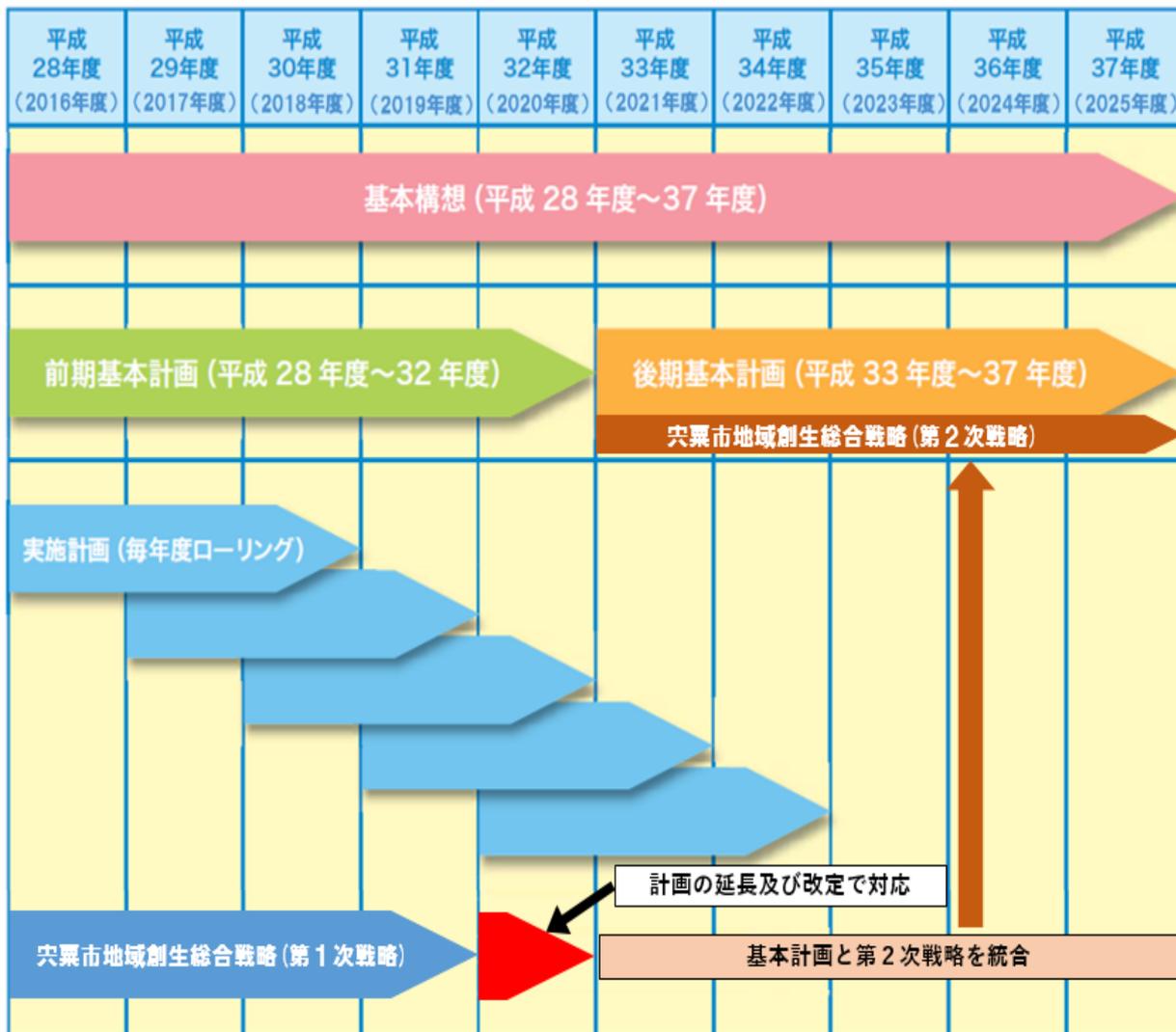
◇ 計画期間は、第1次戦略（平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度））

◇ 計画期間は、第2次戦略（平成33年度（2021年度）～平成37年度（2025年度））

※上記の後期基本計画及び第2次戦略の策定を行う。なお、後期基本計画及び第2次戦略を別の計画とするのではなく一体的に整理を行い、第2次宍粟市総合計画内の位置づけとして第2次戦略を策定することとする。第1次戦略と第2次戦略の間の空白期間（平成32年度（2020年度））については、平成31年（2019年）6月頃に示される予定である国の指針に基づいて、改定で対応する。

## 計画期間のイメージ図

### ●計画の期間



## 後期基本計画策定において重視する視点

まちづくりのめざす方向を着実に実行するとともに、限られた財源のなかで目標達成に向けた着実な計画の実現を図るため、選択と集中により、重点的に取組む施策及び成果を明確にし、次の重視する視点により効率的で実現性のある計画づくりを進める。

### (1) 時代潮流に対応した柔軟で戦略的な計画づくり

施策の優先度、重要度を重視しながら、時代の潮流に合わせ、柔軟に対応することができる計画づくりをめざす。

### (2) 成果・実効性を重視した計画づくり

将来像やまちづくりの目標と達成に向けた取組を設定し、それを実現するための実効性のある計画づくりをめざす。

### (3) 市民参画による協働の計画づくり

広範な市民の意見や提案が計画づくりに反映できるよう、以下の内容で市民参画の機会等の設定に努める。

#### ①市民アンケート調査

現行計画の成果に対する意見を聴取するとともに、各分野における市民ニーズについて把握し、市のめざすべき将来像や各施策の方向性、また成果指標などを検討するため、市民アンケートを実施する。(18歳以上の市民から無作為抽出2,300人 郵送にて実施)

#### ②中高生アンケート調査

若年層の意見を把握するため、市内の中学2年生及び高校2年生を対象にアンケートを実施する。(別途各学校へ依頼し実施)

#### ③市民ワークショップ(※別紙資料参照)

市民の声を市政に反映する場として、市民ワークショップを実施する。

#### ④市内各種団体への意見聴取等

必要に応じて担当部局を通じ、市内各種団体の意見聴取等を行う。

#### ⑤パブリックコメントの実施

計画案が策定された段階で、広く意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

### (4) わかりやすい計画づくり

市がめざす方向性をわかりやすく伝えるとともに、市民生活の視点での施策体系による計画づくりをめざす。

### (5) メリハリのある計画づくり

行政が取組む全ての事業を網羅するだけでなく、森林から創まる地域創生の実現に向け、特に重点的に取組むべき課題や施策をまとめた計画づくりをめざす。

## 計画策定の体制

**(1) 穴粟市総合計画及び地域創生戦略委員会（仮称）（条例は平成 31 年 3 月議会にて改正予定）**

穴粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例（仮称）に基づき市長の諮問機関として、公募による市民、各種団体等に属する者、公共的団体等の代表者、学識経験者等で組織し、総合計画及び地域創生総合戦略について審議、答申を行う。

**(2) 議会**

議決機関として、基本計画の議決を行う。市は、議会から様々な観点での意見・提案を受けるため、策定段階から、常任委員会等において十分な情報提供を行う。

**(3) 部局長等会議（局長・部長等会議）**

市長、副市長、教育長及び部長相当職で組織し、市の意思決定機関として庁内における計画案の審議、検討を行う。

**(4) 策定担当者（次長及び課長）**

現在の計画の検証、分野別の関係団体との各種調整及び新たな計画の起案等を行い部局及び担当の取りまとめ等を行う。

**【計画策定の体制図】**

